

資料9 利用料金の設定及び取り扱い

1. 利用料金について

本事業に関する利用料金の提案は、以下を参考に行うこと。

(1) 市が想定している利用料金

市は、本施設の利用料金が利用者の過度な負担とならず、利用促進の妨げとならないように、(仮称)新潟市アイスアリーナ基本計画において以下の利用料金を想定している。

①個人利用

個人利用については、大人 1,200 円程度を想定しています。料金は、年代による細分化を行います。また、回数券、シーズンパスといったリピート来場、生涯スポーツ活動を促す方策も検討します。

②専用利用

興行による利用か否か、アマチュアの利用か否かなどで区別を行います。以下に、一般競技団体の練習等による利用を前提にして記します。

| | |
|------------------------------|-----------------------------|
| メインリンク (30m×60m) | 1 時間あたり 20,000 円程度を想定 |
| サブリンク (15m×45m でカーリング 3 レーン) | 1 時間あたり 1 レーンで 5,000 円程度を想定 |

③利用者による優遇

氷上スポーツの普及・振興のため、競技団体や学校の校外活動、部活動などに対する優遇も視野に入れて検討していきます。

(2) 対象施設及び附属設備

以下に示す施設及び附属設備を利用料金徴収の対象とする。ただし、利用者の利便性を考慮し、各附属設備の利用料金を徴収しないことも可とする。

| | |
|------|---------------------------|
| 施設 | メインリンク |
| | サブリンク |
| | 多目的室 |
| | 選手更衣室 (大会、ミーティング等の専用利用のみ) |
| 附属設備 | 貸靴 |
| | 電光掲示板 |
| | 放送設備 |
| | カーリング用可動式計時装置 |
| | 個人用コインロッカー |

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免に当たっては、「新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則」第 3 条の規定に準じて取り扱うこと。

(4) その他

- ①利用料金の設定に当たっては、「新潟市体育施設条例」及び「新潟市都市公園条例」に規定する体育施設の使用料設定も参考とすること。
- ②利用料金の範囲は、本市の条例又は規則に定める。また、要求水準書第 4 の 9 に記載された自主事業の料金はこの限りではない。

2. 利用者の需要予測について

需要予測は事業者が想定し、提案すること。

市が独自に行った需要予測の一部を以下に示すが、入札条件としては使用しない。

| | | |
|--------|----------|------------|
| 市の需要予測 | 年間個人利用者数 | 約 86,000 人 |
|--------|----------|------------|

(上記人数には、教室参加、専用利用等は含まない)